

# 静岡市報

号 外

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目 次

### 監査公表

- 平成17年度第3回定期監査の結果報告……………1
- 平成17年度井川財産区定期監査の結果報告……………12
- 平成17年度両河内財産区定期監査の結果報告……………13
- 監査結果に基づいた措置状況の報告（平成17年度第2回定期監査）……………14

## 監 査 公 表

静岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成18年2月28日

静岡市監査委員	亀山博史
同	大畑武重
同	村越作一
同	石上顕太郎

### 記

監査の種別 定期監査

監査の対象 総務局市長公室及び総務部、都市局都市計画部及び建築部、建設局道路部、議会事務局、葵区役所

以上の部局、区役所から抽出した課

- 監査の方法 ・ 予備監査（監査委員事務局職員による関係書類等の審査）  
・ 本 監 査（監査委員による説明聴取、質疑）
- 監査の範囲 平成17年度（4月1日～11月末日）における事務事業の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ的確に行われているかについて対象課の事務を抽出して監査した。
- 監査の期間 平成17年12月22日～平成18年2月9日
- 監査の結果 対象とした各課の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部改善・検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。また、監査期間中に、監査対象課が既に措置を講じたものについては「措置済事項」として記載した。

なお、各部局の監査の結果については、後述のとおりである。

（注）報告書は、次の扱いにより記載してある。

- （1）金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。  
（2）歳入予算に係る名称は、原則として節名で記載してある。

### 市長公室

#### 1 監査対象課

秘書課、東京事務所

#### 2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、市長交際費、賞状筆耕料、東京事務所賃借料、ハイヤー借上料等の支出事務7件のほか、金券類取扱事務、備品管理事務及び時間外勤務処理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 3 意見・要望事項

- （1）表彰等の記念品に、地元産業の活性化を考慮し地場製品の採用を積極的に進めていただきたい。（秘書課）

### 総務部

## 1 監査対象課

政策法務課、職員厚生課

## 2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、社会保険料収入などの収入事務2件、静岡市・蒲原町の合併に係る例規等整備業務委託、静岡市例規検索システム保守管理業務委託、職員定期健康診断（その1・その2）業務委託、報償費、旅費の支出事務5件のほか備品管理事務及び時間外勤務処理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 3 業務改善実施事項

### (1) 市営住宅明渡訴訟における市指定代理人（職員）による訴訟追行について（政策法務課）

市営住宅家賃滞納者に対する訴訟追行において、従来の弁護士に代えて職員を市指定代理人として当たらせることで百数十万円の報酬費の削減がなされていた。また、職員が訴訟事務に直接係わることで、職員の訟務能力の向上や市営住宅管理事務における政策法務的観点の浸透に寄与することとなっていた。

## 4 意見・要望事項

(1) 社会環境の変化に伴い市役所各課の日常行政事務においても、様々な法的問題が発生する状況が多く見られようになっている。加えて、政令市となって、法令と行政事務との関係について意見を求められるケースも増加しており、職員に法令等の知識が今まで以上に必要となっている。そこで、政策法務課としては直接対応を迫られる課長や担当職員に対し、政策法務的研修をさらに充実されるよう要望する。（政策法務課）

(2) 市営住宅の家賃滞納者に対しては、公平性の原則からも厳正に徴収がなされるよう求められているが、その対象件数や未納金額に大きな数値がみられるので、担当課への適切な指導・助言等をさらに強化するなど、訴訟等の積極的な方策をより多く実施することを要望する。（政策法務課）

(3) 静岡市職員互助会に対して1億7,500万円余の交付金が支出されていたが、互助会が実施する給付内容について、引き続き見直しも含め検討するよう要望する。（職員厚生

課)

都 市 計 画 部

1 監査対象課

交通政策課、土地対策課、市街地整備課、東静岡駅周辺整備課、清水駅周辺整備課、大谷区画整理推進課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、市街地整備使用料、草薙駅前駐車場使用料、土地区画整理事業保留地処分金収入等の収入事務11件、旅費、物件移転補償金、静岡駅北口駅前地下道歩行者流動量調査業務委託、土地取引規制基礎調査等業務委託等の支出事務12件のほか、金券類取扱事務、備品管理事務及び時間外勤務処理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

(1) 日の出E街区駐車場用地について（市街地整備課）

日の出E街区駐車場用地について、土地開発公社から買戻しをする前に供用開始となっている土地があるので、早急に関係部局と協議し買戻しをされたい。なお、既に買戻しをしてある同用地の一部土地については、登記事務上不適切な事務処理が見受けられたので、早急に是正措置をされたい。

3 意見・要望事項

(1) バス路線維持費等補助金の支出については、過年度分を含め国等関係機関と連携を図りながら適切な事務処理をされたい。（交通政策課）

(2) 利用率の低い駐輪場については、原因の把握を図り施設が有効に利用できるような対策を講じられたい。（交通政策課）

(3) 草薙駅前駐車場について、利用率の向上を図るため、利用のPR等積極的な対策を図られたい。（交通政策課）

(4) 撤去した放置自転車のうち引き取り手が無いものについては、再生自転車として整備し海外へ贈る事業を進めているが、海外支援事業として今後も継続していくことを要望する。（交通政策課）

- (5) 土地区画整理清算金会計の精算金徴収について、収入未済額は時間の経過とともに徴収が困難となることから、既に納付した者との公平の観点から安易に不納欠損処分することなく、法的な対応も念頭に、分割納付回数を増やすなど納付しやすい方法等を検討し、収入未済額の圧縮に努められたい。(市街地整備課)

**建 築 部**

## 1 監査対象課

住宅課

## 2 監査結果

対象とした住宅課の事務のうち、雑入の収入事務、市営住宅給湯器リース業務の支出事務のほか、備品管理事務及び時間外勤務処理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されていたものと認められた。

なお、住宅管理使用料等において、納期を経過した収入未済が多額に上っているので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、次に述べる事項について、指摘する。

## (1) 市営住宅駐車場使用料について (住宅課)

一部の駐車場使用料徴収に関し、条例・規則の規定に一部不備が見受けられたので、早急に是正措置を講じられたい。

## 3 意見・要望事項

(1) 住宅管理使用料に関して、調定額の約2割が滞納額であることを鑑み、滞納初期段階での対応を徹底し、悪質な滞納者には明渡し訴訟等を積極的に行うなど、受益者負担の原則に基づき継続した対策を進めていただきたい。(住宅課)

(2) 市営住宅への入居希望者を待たすことがないよう、空き部屋の効率利用を図るとともに、使用していない店舗・作業所等の有効活用を検討していただきたい。(住宅課)

**道 路 部**

## 1 監査対象課

道路計画課、道路保全課、高規格道路推進課

## 2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、雑収、土地貸付収入及び建物貸付収入の収入事務3件、静岡市道路交通センサス一般交通量調査業務委託、道路パトロール車両運行業務委託、消防用設備保守点検、第二東名自動車道静岡SAに接続するスマートIC設置条件検討書作成業務委託、旅費、修繕費、負担金等の支出事務10件のほか、備品管理事務及び時間外勤務処理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

### (1) 道路施設修繕について(道路保全課)

道路施設修繕について抽出監査したところ10件について、同一日付で、同一業者による支出負担行為がなされていた。これらは分割して発注されたため、結果として業者選定部会の審査対象とならず、また契約書作成の限度額以下となったことから、見積合せのみで執行されていた。

今後、同種の道路施設修繕については、緊急止むを得ないものを除き、分割することなく一括発注を心掛け、効率的な予算執行とともに経費の削減に努めること。

## 3 業務改善実施事項

### (1) 道路整備に伴う道路用地の取得について(道路計画課)

道路幅員が4.0mに満たない市道の道路整備施行の際、用地取得が伴う場合には地権者からの無償提供を原則とし、特例として公共性の高い路線及び道路幅員が4.0mを超えて拡幅する等の場合には一部有償扱いとしていた。この取扱いに対する基準が旧静岡市と旧清水市では異なり一市二制度となっていたが、統一基準として静岡市道路整備に伴う用地取得等取扱要綱(平成17年4月1日から適用)を定めたことにより取扱いが統一された。

## 4 意見・要望事項

(1) 国道1号、52号を除くすべての道路を一体的に整備・管理できるという政令市のメリットとともに、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金の交付など様々な財政上の特例を有効に活用し、さらなる道路行政の総合的な事業展開と関係職員の一層の資質の向上を図り、地域のニーズにきめ細かく対応した道路行政に努められたい。(道路部)

(2) 国道1号静岡バイパスの4車線化に当たり、使用できなくなる地域住民の防災

倉庫等の移設について、関係機関や関係課との対応に努められたい。(高規格道路推進課)

議 会 事 務 局

1 監査対象課

議会総務課、議事課、調査法制課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、雑収の収入事務1件、交際費、政務調査費交付金の支出事務2件のほか、備品管理事務及び時間外勤務処理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、監査期間中において措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

(1) 時間外勤務手当について(議会総務課)

時間外勤務記録簿において、時間外合計時間数に誤謬があったので、実際に勤務した以上の時間数の手当については、返還を求める。

【所属課が措置を講じた内容】

(1) 議会総務課において、時間外勤務時間数の再確認をし、人事課にて誤謬の時間数については是正措置を講じた。

葵 区 役 所

1 監査対象課

地域総務課、まちづくり振興課、戸籍住民課、国保年金課、納税課、税務課、井川支所

2 監査の目的

平成17年4月1日に政令市移行に伴い、3区役所が設置され身近なきめ細かい行政

サービスができるようになったが、この区役所設置の目的に沿って区役所が円滑に運営されているかについて監査を実施する。

### 3 監査の視点

#### (1) 区役所の行政サービスについて

区役所設置の目的に沿った組織として区役所が機能し、窓口業務等が円滑に実施され、きめ細かなサービスができているか。

#### (2) 特色ある区づくりについて

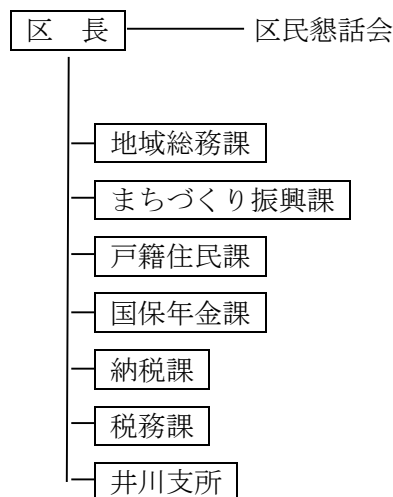
「特色ある区づくり」としての目玉事業である区民懇話会の開催、区の魅力づくり事業はその目的に沿って進められているか、また、区の魅力づくり事業が本庁課の事業とすみわけがなされているか。

#### (3) 財務の執行について

税金や国保料の収納事務や減免処理、時間外勤務命令等の人事管理及び現金や郵券等金券類の保管が適切に行われているか。

### 4 組織

(葵 区)



### 5 監査結果

#### (1) 区役所の行政サービスについて



ア 対象とした葵区役所各課の静岡市区役所事務分掌規則に基づく事務の進捗状況についてはおおむね計画どおり進んでいるものと認められた。

イ 葵区役所では、窓口への来客数が他の駿河区、清水区に比べて非常に多く、特に戸籍住民課の繁忙期の4月では待ち時間も他の区の倍以上となっていた。これは、区民意識が十分浸透していないことや区役所への交通の便も影響していると思われるので、区のPRを積極的に進めていただきたい。

ウ 各課の職員数は静岡地区では葵区と駿河区の人口比率で配分したが、現実には事務量に見合う配置となっておらず、葵区にかかる負担は他の区役所に比べ大きいと思われる。

今後、各区における業務状況に見合う適正配置となるよう要望する。

#### エ 事務事業の執行について

(ア) 窓口業務のうち、印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付について、抽出し監査を実施した。葵区で、平成17年4月1日から平成17年11月30日までに事務処理をしたものは、97,838件であった。内訳として、印鑑登録証の交付（有料）が6,140件、印鑑登録証明書の交付が91,698件（有料分91,546件、無料分152件）であったが、このうち、印鑑登録証の交付5件及び印鑑登録証明書の交付134件（有料分131件、無料分3件）を抽出し、関係条例及び条例施行規則に則して適正に処理されているか事務処理の状況について、申請書、添付書類及び決裁等の関係書類を提出させ監査を実施した。監査結果は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(イ) 個人情報を取扱う重要性から印鑑を登録したとき、または、印鑑登録証亡失届出書が代理人により提出されたときは、書面によりその旨を本人に通知していた。また、印鑑登録証は、申請者本人の希望によりしずおか市民カードの機能を付加し、住民票が自動交付機で取得できるように利便性の向上が図られていた。

#### (2) 特色ある区づくりについて

ア 「特色ある区づくり」としての目玉事業である区民懇話会、区の魅力づくり事業の進捗状況についてはおおむね計画どおり進んでいるものと認められた。

イ 区民懇話会は平成17年8月24日に委員11名で発足以来、葵区の意識付けについて様々な視点から検討していた。その結果、葵区の良さを区民が気づき、享受し、豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、「葵区民のための葵区PR作戦」と題し

た計画づくりを進め、12月12日に平成17・18年度で実施する事業を提案した中間提言書を区長に提出していた。

ウ 区の魅力づくり事業は、この区民懇話会の中間提言書に沿って、平成17年度最初の事業として「葵区たんけんウォークラリー」が2月26日に実施予定である。このほか、キャラクターを使った広報活動を実施するため、そのデザインの作成を委託していた。

エ その他、葵区では、区の設置当初から区民にも来静者にも区が分かりにくいという市民の声に応じて3区の共同事業として区境に区名標識を設置するとともに、葵区独自事業として区内の電柱看板等に区名を表示した。また、静岡庁舎内に葵区役所があり来庁者に区役所窓口が分かりにくいことから、カウンター上部に緑のライン・フィルムを貼って区別するなど、区民の意識を高めてもらうための事業を実施していた。

### (3) 財務の執行について

#### ① 徴収金の収納事務について

##### ア 国民健康保険料の収納事務について（葵区国保年金課）

葵区国保年金課が直接収納する現金の取扱いについて、現金徴収報告書、領収証書、徴収金引継票、滞納整理報告書、出納金受払簿、出納金報告書を2ヶ月分抽出し確認したところ、適正に実施しているものと認められた。

##### イ 市税等徴収金の収納事務について（葵区納税課）

葵区納税課が直接収納する現金等の取扱いについて、関係帳票類を提出させ、収入役への各種提出書類、複数以上の者の関与、領収書の取扱い、収納金の管理・保管・関係帳票との数字の突合などについて2ヶ月分を抽出し確認したところ、適正に実施しているものと認められた。

#### ② 減免処理について

##### ア 国民健康保険料の減免処理について（葵区国保年金課）

葵区の国民健康保険料に係る減免申請については、1月24日現在で145件の申請があり、その処理状況については、承認が110件、不承認が22件、取下げが7件、調査中が6件となっていた。その中から、14件を抽出し減免の理由、適否、減免額、減免にかかる処理期間等について、申請書及び添付書類、決裁等の減免関係書類を提出させ監査を実施したところ、適正に処理されているものと認められた。

#### イ 固定資産税の減免処理について（葵区税務課）

葵区全体で408件（9月末）の減免件数のうち公益施設、町内会施設等14件を抽出し申請書類及び決裁等の関係書類を提出させ、減免の適否、減免額、現地の状況を確認したところ、適正に処理されているものと認められた。

- ③ 対象とした葵区役所各課の事務のうち、金券類取扱事務及び備品管理事務を抽出監査した結果は、適正に執行されているものと認められた。

### 6 業務改善実施事項

#### （1）郵便発送経費の削減について（葵区地域総務課）

郵便の発送業務は静岡庁舎の郵便を合わせて葵区役所で実施しているが、区内特別郵便、冊子小包郵便、利用者区分郵便、バーコード付郵便、同一市または団体への集合発送を心掛けることにより、通常の郵便を使った場合に比べ約1,500万円の経費節減を図っていた。

#### （2）葵区の山間地市民サービスコーナーにおける税務証明の実施について（葵区戸籍住民課、葵区税務課）

葵区の梅ヶ島等5箇所の山間地のサービスコーナーでは住民票、印鑑証明を発行しているが、税の証明書については取り扱っていなかったため、山間地における住民は、藁科又は北部サービスコーナーまで出て来なければ税務証明書の申請・受領はできなかった。平成17年6月から山間地のサービスコーナーと葵区戸籍住民課、税務課に設置されているFAX網を使って税務証明の申請・受領ができるよう改善し、山間地の住民の利便に寄与した。

#### （3）国民年金に係る窓口サービスの向上について（葵区国保年金課）

国保年金窓口の案内に手動式に代えて自動式番号案内システムを導入したことで、呼出番号の自動表示やアナウンス音声により来客者に分かりやすい案内環境が整ったほか、職員が相談対応に専念できるようになり、市民サービスの向上が図られていた。

### 7 意見・要望事項

- （1）合併時には区民と直接接する窓口業務を中心とした小区役所制の考え方が基本であったが、区の特徴を求める魅力づくり事業が区の事業に位置付けされており、そこで実施する事業などについては、本庁の業務と区の業務との区分けや役割分担が必ずしも明確となっていない部分が見られた。蒲原町との合併などにより、区の業務につ

いて変動があると思われるが、区の在り方が総合計画に沿ったものかなどを視点到に検証し、区役所が設置された効果が最大限に発揮できるよう要望する。

(2) 区の業務は区民サービスが最も重要であるので、例えば土日の区役所窓口業務の開庁など区民の要望に対しては、区長会議などを通じて本庁課へ改善意見を上げ、区民サービスの向上を図っていくよう要望する。

(3) 滞納整理については、国保業務と税務業務との制度の違いや租税と公課との違いはあるが、区役所という一つの組織になったので区役所内で情報交換等連携を密にして効果を上げるよう要望する。

(4) 税は何よりも公平性・正確性が求められるので固定資産税の減免に当たっては、要綱等の整備を予定どおり進め、担当者に周知徹底するとともに市民に身近な区役所ということから、よりきめ細かい市民サービスを提供するために、より一層、本庁課と3区の税務課との連携や、統一した研修体制の充実を要望する。

(5) 国と地方の役割分担の見直しによる三位一体の改革等の影響を受け、市の財政は厳しい状態となっており、歳入の中で大きなウエイトを占める市税の確保は重要性を増している。このような中で、収納率の向上は最重要課題であるとの認識に立ち、市行財政改革推進大綱における目標収納率の達成に向け、事業を推進するよう要望する。

## 監 査 公 表

静岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成18年2月28日

静岡市監査委員	亀山博史
同	大畑武重
同	村越作一
同	石上顕太郎

記

監査の種別	定期監査
監査の対象	井川財産区
監査の方法	監査委員事務局職員による関係書類等の審査
監査の範囲	平成17年度（4月1日～11月末日）における財務に関する事務の執行が適正かつ的確に行われているかについて事務を抽出して監査した。
監査の期間	平成18年1月17日～平成18年2月8日
監査の結果	財産区における事務のうち、土地貸付収入、立木売払収入の収入事務2件、交際費、井川森林組合賦課金、末広町連絡所保守管理業務委託、繰出金の支出事務4件を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第4項に規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成18年2月28日

静岡市監査委員	亀山博史
同	大畑武重
同	村越作一
同	石上顕太郎

### 記

監査の種別 定期監査

監査の対象 両河内財産区

監査の方法 監査委員事務局職員による関係書類等の審査

監査の範囲 平成17年度（4月1日～11月末日）における財務に関する事務の執行が適正かつ的確に行われているかについて事務を抽出して監査した。

監査の期間 平成18年1月17日～平成18年2月8日

監査の結果 財産区における事務のうち、基金繰入金収入、財産運用収入の利子及び配当金など収入事務4件、需用費中、消耗品費や役務費の森林国営保険料及び筆耕料などの支出事務7件を監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 監 査 公 表

静岡市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成18年2月28日

静岡市監査委員 亀 山 博 史  
同 大 畑 武 重  
同 村 越 作 一  
同 石 上 顕太郎

記

指 摘 事 項 等	措 置 の 状 況
<p>・ 電子証明書発行手数料（歳入歳出外現金）の収入事務について</p> <p>平成16年度決算において電子証明書発</p>	<p>[葵区戸籍住民課]</p> <p>日計表を作成するにあたり、レジの控え</p>

<p>行手数料のうち1件分を、住民基本台帳手数料として歳入し、歳入歳出外現金が不足したため、平成17年度分住民基本台帳手数料のうち1件分を電子証明書発行手数料として相殺処理していた。平成17年10月に、償還金、利子及び割引料を科目新設し、過誤納還付金で住民基本台帳手数料へ充当されていたが、更正処理においては、相殺処理することの無いよう十分注意するとともにチェック体制を強化されたい。また、調定処理においては、取扱い件数と調定金額の照合及び確認の徹底を図られたい。</p> <p>(平成17年度第2回定期監査)</p>	<p>のみならず、必ず申請書と確実に照合した上で、歳入調定を行うことにより、金額や歳入科目誤りを未然に防ぎ、また、万一誤りが発見され、更正処理が生じた場合は、必ず会計課と協議することとし、課独自で判断することなく、事務処理の正確性を確保します。</p> <p>(平成18年2月14日 報告)</p>
<p>・ 修繕業務及び委託業務の契約事務について</p> <p>「清水斎場火葬炉耐火物積替」及び「下川原地区住居表示整備業務委託」の実施に当たり、予定価格書の積算額に、消費税及び地方消費税額を含んだ金額を転記していたので、記載に当たっては十分注意するとともにチェック体制を強化されたい。</p> <p>(平成17年度第2回定期監査)</p>	<p>[市民生活課]</p> <p>課内にて、指摘事項の内容の原因を追求し、改善策及び事務見直しを行うとともに職員に対して契約等事務研修を行うなど適正な事務処理の徹底を図った。</p> <p>また、今後、所属長に予定価格等の記入を依頼する前に担当主幹が再確認を行う等の事務体制として正確性の確保を図る。</p> <p>(平成18年2月27日 報告)</p>